合格標章

新規*1 又は更新検定に合格したもの(以下、「検定合格品」という。)には、その見やすい箇所に合格標章を取り付けなければいけません*2。また、合格標章が付されていない場合は使用してはいけません*3。これは、日本国内で製造したものだけでなく、日本に輸入する検定合格品も対象であり、検定の申請者が検定合格品を日本国内で製造し、又は日本国内に輸入したときに取り付ける必要があります。

合格標章の様式は、機械等検定規則様式第 11 号で定められています(下記の様式を参照願います。)。合格標章の様式とその記載内容が適切であるか、また取り付けが適切に行われているかについては、検定試験・検査の対象とはなっておりません。合格標章の取り付けにつきましては、検定合格品の申請者(製造者又は輸入者)が、責任をもって実施していただきますようよろしくお願いします。

- *1:単品として型式検定に合格したものも含みます。
- *2: 労働安全衛生法第44条の2(型式検定)第5項及び機械等検定規則第14条(型式検定合格標章)
- *3: 労働安全衛生法第44条の2第7項

<防爆構造電気機械器具の合格標章の様式>

